

本号4頁建て
▷絶望の裁判所に希望はある
か(下) 井戸謙一弁護士 2面
▷倉敷民商弾圧事件で最高裁
へ上告趣意書提出 3面

6月25日
第1827号
2016年
毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1か月300円(送料1部41円)
発行 日本国民救援会
〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電 話 03(5842)5842
F A X 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

個々面接は自由

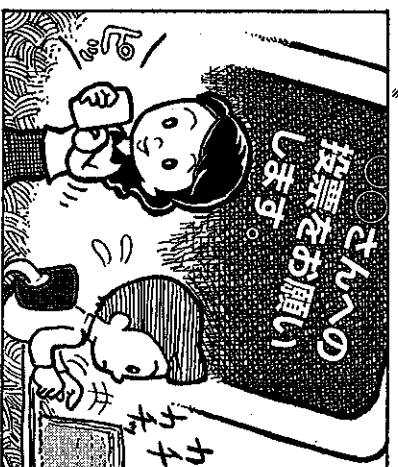
政治や選挙について考え、知人と語り合うことは、主権者国民として大切なことです。街頭や職場で偶然会った顔見知りや政治や選挙のことを話し、「○○さんに投票して」と、依頼することは自由になります(個々面接)。また、各戸を訪問して「戦争法廃止」などの署名協力をお願いすることも、選挙期間中であっても自由になります。ただし、投票依頼を目的とした戸別訪問はできません。



参院選で
すすめる

第24回参議院議員選挙(6月22日公示、7月10日投票)が始まります。戦争法の強行採決以来初めての国政選挙です。野党共闘の実現で、安倍政権の暴走に国民が審判を下す重要な機会です。のびのびと選挙・要求運動をすすみましょう。

LINEやフェイスブックのメッセージ機能を使い、直接投票依頼ができます。



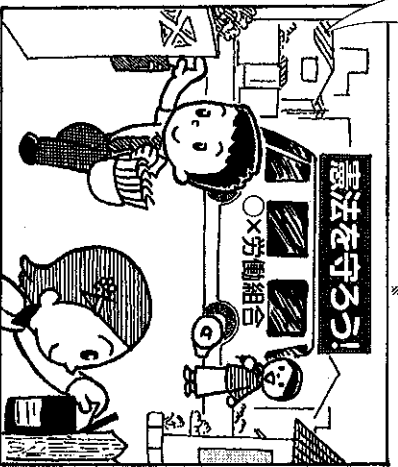
ネットを活用して

選挙期間中は、自分のホームページやブログで「○○さんの支持をお願いします」と書いて投票を呼びかけることができます。支援する政党名、候補者名、写真、政策を掲載し、魅力をアピールして投票を促しましょう。フェイスブック、LINEなどのSNSでも同じことができますし、さらにメッセージ機能を使えば、「○○さん一票入れて」と知人に向けて直接依頼することもできます。なお、電子メールで知人に投票依頼をすることは禁止されています。

「戦争しない国」つくる闘い

選挙中こそ要求を

労働組合や民主団体、市民団体は選挙期間中こそ要求運動をしましょう。これらの組織は公選法で規制される「政治活動をおこなう団体」には当たりません。「戦争法反対」「消費税増税反対」などの要求を掲げた宣伝行動は自由におこなえます。また、ビラやパンフを配布したり、伝力カーやハンブライクを使った要求宣伝活動も自由になります。ただし、特定の政党や候補者の支持や投票を呼びかけることはできません。「戦争法廃止のために○○候補に投票を」と訴えないよう注意しましょう。



戦争法は
廃止に!!

不当な干渉・妨害受けたら国民救援会へ

(03)5842-5842